

石川県公報

平成 24 年 3 月 26 日 (月曜日)

号 外

(第 12 号)

目 次

規 則	
石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1	金沢西部第二土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則等を廃止する規則 (都市計画課) 1

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第一号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成十八年石川県規則第七号) の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

(号級の切替えに伴う措置の廃止に伴う経過措置)

- 6 前項の規定によりその例によるものとされる平成十八年改正条例附則第七条第一項の規定による号級の切替えに伴う措置の廃止に伴う経過措置については、同条第四項及び第五項の規定の例による。この場合において、同条第四項に規定する一万円は五千円と、同条第五項に規定する二万円は一万円とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

金沢西部第二土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二号

金沢西部第二土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 金沢西部第二土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則 (昭和六十二年石川県規則第三十四号)
- 金沢都市計画事業金沢西部地区土地区画整理事業保留地処分規則 (平成二年石川県規則第九号)
- 金沢都市計画事業金沢西部地区土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則 (平成十四年石川県規則第三十四号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(金沢都市計画事業金沢西部地区土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則の廃止に伴う経過措置)

- 2 金沢西部地区における土地区画整理事業の完了に伴う関係条例の整備に関する条例 (平成二十四年石川県条例第二十一号) 附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第二条の規定による廃止前の金沢都市計画事業金沢西部地区土地区画整理事業の施行に関する条例 (昭和六十二年石川県条例第十七号) 第七章の規定

にもしり徴収する標準金については、本則第三号の規定による廃止前の金沢都市計画標準金及び西部地区土地区画整理
標準標準金徴収交付事務取扱規則の規定は、同号の規定の施行後ま、なおその効力を有する。